

◆基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

◆目標

- 1 自立と社会参加
- 2 学校づくり
- 3 地域づくり

◆目標の実現に向けた取組状況

【目標 1】

- 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
 - 広域特別支援連携協議会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会による体制づくり、就学事務説明会の開催による就学事務手続方法の普及
- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
 - 「個別的教育支援計画」の活用、共生社会の実現に向けた特別支援学校文化祭の実施
- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実
 - 地域・労働部門・福祉部門と連携し、生徒の実態に応じた進路指導の強化

【目標 2】

- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
 - 共に学ぶ教育環境づくり構築に向けた実践事例の蓄積、医療的ケアの体制強化、ICT機器の整備と活用
- 学習の質を高めるための教員の専門性向上
 - 専門性向上研修会、インクルーシブ教育理解研修会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用
- 学習の質・効果を高めるための環境整備
 - 仙台圏域狭隘校への対応、女川高等学園開校、仙台南部地区特別支援学校（仮称）の開校に向けた取組

【目標 3】

- 共生社会の実現を目指した理解促進
 - 居住地校学習を通じたインクルーシブ教育システムの構築
- 市町村教育委員会への支援充実
 - 特別支援教育コーディネーターによる支援体制の強化

◆特別支援教育を取り巻く現状と課題

① 特別支援学校校長会からの意見

- ▶市町村教育委員会の適正な就学判断
 - ・人事異動等により専門性が引き継がれず、正しい就学判断がなされないことがある
- ▶幼→小→中→高の学びの連続性への意識
 - ・地域で育てるという考えが広まっておらず、学びの連続性への意識が薄い
- ▶地元中学校における居住地校学習の在り方
 - ・教科担任制での交流学习の実施が難しい
- ▶教育事務所を活用した特別支援教育の展開
 - ・学校独自では市町村・福祉・就労部門との連携体制の構築には限界がある

② 各学校等の状況

- ▶小・中学校等
 - ・知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数はH26年度から19%増の2,939人
 - ・専門的な知識や技能が蓄積されにくい
- ▶高等学校等
 - ・通級による指導を本格的に開始
- ▶特別支援学校
 - ・依然として狭隘化が著しい
 - ・学部・学科の再編の検討を要する
- ▶就学前から学校卒業後まで
 - ・切れ目ない支援体制の構築が重要

③ 宮城県教育委員会における特別支援教育課以外の取組

【教育企画室】

ICTの整備及び活用による学習面・生活面の困難さの軽減

【教職員課】

特別支援学校教諭免許状の取得率及び教員の専門性の向上

【義務教育課】

小・中学校等における特別支援教育及び通級による指導の充実

【高校教育課】

通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充

【施設整備課】

令和6年度の開校を目標とした仙台南部地区特別支援学校（仮称）の建築

④ 保健福祉・医療部門との連携体制

- ▶相談支援機関の情報共有化
 - ・教育部門と福祉部門の各相談機関で連携を図り、迅速な情報共有が図れる体制を整備する
- ▶特別支援教育に関する研修の強化拡大
 - ・各々実施している研修を整理し、教員のみならず、保育士、福祉職員も受講できる体制を整備する
- ▶医療機関への早期支援の重要性の理解促進

◆特別支援教育将来構想審議会からの意見

特別支援教育に関する理解啓発

- ▶ 障害のない人や地域社会に向けた理解啓発が重要
- ▶ 特別支援教育の言葉や考え方を携わりのない人にも分かりやすく伝えることが大切
- ▶ 地域・学校に対し、どのような事業が自分たちに関わっているのか分かりやすく説明することが大事

実施計画（後期）の構成

- ▶ 取り組む主体を明確にする
- ▶ 取組や事業の指標を数値化する
- ▶ 優先的に取り組む課題を明確にする
- ▶ 障害種毎の現状を把握し課題にどう取り組んでいくのか
- ▶ 合理的配慮の好事例を蓄積
- ▶ 教育現場以外での支える力が脆弱化している中、どのように子供たちを支えていくか

地域・福祉・労働等の関係機関との連携

- ▶ 幼児期段階での各市町村における教育部門と福祉部門（保健師）の連携
- ▶ 進路指導・就労支援体制における課題を整理
- ▶ 他部局との連携の在り方について整理
- ▶ 地域・学校・その先を繋ぐコーディネーターの必要性

市町村教育委員会への支援

- ▶ 共に学ぶ教育を市町村が主体的に行うために外部専門家の派遣、地域の学校をブロック毎にチーム化の検討

教員の専門性向上

- ▶ 子供たちの教育が守られるためには、差別解消法と虐待防止法が根底にあることを理解する
- ▶ 研修の場は確保されているものの、内容（質）が問題
- ▶ 研修の内容がどの程度の広がりになったのか検証が必要（引継ぎと教育の質の担保）
- ▶ 免許保有率の向上
- ▶ 専門的なスキルを持たない教員が特別支援学級の担任になっているケースがある
- ▶ 特別支援教育に携わることに誇りを持てる環境づくり
- ▶ 新学習指導要領への対応

児童生徒への支援

- ▶ 特別支援学校での取組は充実してきているものの、小・中学校等における特別支援教育の取組に力を入れるべき
- ▶ 生徒と企業の雇用のマッチング及び就労定着の支援
- ▶ 障害者雇用に連続性を持たせる
- ▶ 長期入院、精神疾患、発達障害のある生徒等への支援
- ▶ 志教育、不登校、いじめ、学力向上との関連性
- ▶ 中学校における通級による指導の定着化及び高等学校への導入（切れ目ない通級による指導の実施）
- ▶ 特別な支援を必要とする児童生徒の心のケアの重要性

教育環境の整備

- ▶ 狭隘化解消に向け、閉校した大規模学校の利活用及び中学部を含めた分校設置
- ▶ 特別支援学校への特別支援教育支援員配置の検討
- ▶ 学年が進行するにつれ、居住地校学習をどのように取り組んでいくか
- ▶ 医療的ケアを行う看護師の確保

◆実施計画（後期）の取組の視点（優先課題）

- ① 切れ目ない支援体制の確立
 - 特別な支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画の作成及び校種間の引継、保健医療・福祉部門との連携強化、個別的教育支援計画の内容充実・切れ目ない支援体制づくり
- ② 多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進
 - 特別支援学級や通級による指導のさらなる充実、発達障害のある生徒等の教育環境整備、視覚支援学校への幼稚部設置、小・中学校等、高等学校等の教員の専門性向上、ICTを活用した効果的な学習活動の展開
- ③ インクルーシブ教育システムの構築
 - 特別支援教育に馴染みのない人への理解啓発、居住地校学習の小・中学校等への教育的効果を明確化及び学習内容の充実、共に学ぶ教育環境づくりの取組の情報を発信

◆施策の概念図

